

【緊急事態宣言発令の延長に伴う各種還付対応一覧】

対応適用期間(☆)

【愛知県の緊急事態宣言発令期間: 令和3年6月1日(火)～6月20日(日)】

◆ ①専用利用(利用日が対応適用期間(☆)内のお客様) ◆

ご利用日 時間帯	還付対象日	還付額	還付対応期間	ご用意いただくもの
夜間	対応適用期間(☆)	利用料金全額	現在対応中 ※ご来館予定日を事前にご連絡いただくと、よりスムーズな対応が可能です。	利用承諾書兼領収書

※新型コロナウイルス対策による自粛が理由でご利用されない場合、5月28日(金)までに申請済みの方は、(☆)の期間中でご利用日時間帯が午前・午後の場合も、還付対象となります。該当されるお客様で、ご不明な点がございましたら、当館までお問合せください。

◆ ②中止回数が確定した教室 ◆

※以下の表の教室は、緊急事態宣言発令に伴い開催中止が決定したため、先行して還付対応をさせていただきます。

教室名	還付対象日	還付額	還付対応期間	ご用意いただくもの
第1期 トランポリン教室(B・Cクラス)	5/17,24(2回分)	中止分の参加料 (全額の参加料÷ 教室開催予定日数× 中止回数) ※10円未満の端数は 切り捨てとさせて いただきます。	現在対応中	・ご本人確認ができるもの (免許証、保険証等) ※返金に来られる方ご本人の 確認ができるものを ご用意ください。
第1期 キャンドルナイトヨガ～癒しの時間～	5/17,24,31(3回分)			
第1期 kids忍者&かけっこ教室(A・B・Cクラス)	5/18,25(2回分)			
第1期 りとるきっずとらんぼりん(Bクラス)	5/12,19(2回分)			
第1期 木曜体操教室	5/13,20,27(3回分)			
第1期 金曜体操教室	5/14,21,28(3回分)			
第2期 りとるきっずとらんぼりん(Bクラス)	5/26,6/2,9,16(4回分)	参加料全額	6月9日(水)より還付対応開始	

◇ ③対象期間中に開催日が含まれている教室 ◇

以下の表の教室は、緊急事態宣言の発令期間中は、中止とさせていただきます。

今後、宣言の延長に伴い、開催中止日が増える場合も想定されるため、お客様のご来館頻度を減らすことを考慮し、

中止回数が確定した教室より、詳細が決定後、還付対応をさせていただきます。対応受付期間は、ホームページにてお知らせいたします。

教室名	現時点での中止決定日	緊急事態宣言の発令により開催が無未定日	還付対応に関してのご連絡
第2期 トランポリン教室(B・Cクラス)	5/31,6/14(2回分)	6/21,28,7/12,19(4回分)	緊急事態宣言の解除日確定後、 還付対応の詳細が決定し次第、 東海市民体育館のホームページにて 対応の詳細をお知らせいたします。
第2期 キャンドルナイトヨガ～癒しの時間～	6/14(1回分)	6/21,28,7/12(3回分)	
第2期 kids忍者&かけっこ教室(A・B・Cクラス)	6/1,8,15(3回分)	6/22,29,7/13(3回分)	
第2期 木曜体操教室	6/3,10,17(3回分)	6/24,7/1,8(3回分)	
第2期 金曜体操教室	6/4,11,18(3回分)	6/25,7/2,9(3回分)	

※緊急事態宣言が解除された場合、上記の教室は再開させていただく予定です。

再開の有無に関しては、当館のホームページにてお知らせいたしますので、お客様ご自身でご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(令和3年6月8日)